

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年4月28日
【発行者の名称】	株式会社ネオホーム (NEO HOME Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 太一郎
【本店の所在の場所】	熊本県熊本市南区田迎五丁目5番10号
【電話番号】	096-377-7707
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部部長 松本 隆典
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ネオホーム https://www.neohome.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報が有り、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 中間会計期間	第9期 中間会計期間	第7期	第8期
決算年月	自2023年8月1日 至2024年1月31日	自2024年8月1日 至2025年1月31日	自2022年8月1日 至2023年7月31日	自2023年8月1日 至2024年7月31日
売上高 (千円)	685,272	633,240	1,166,507	1,554,467
経常利益又は経常損失(△) (千円)	199	△25,385	15,715	26,694
当期純利益又は中間純損失(△) (千円)	△1,237	△20,005	9,525	18,675
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-
資本金 (千円)	20,000	20,000	20,000	20,000
発行済株式総数 (株)	200,000	200,000	2,000	200,000
純資産額 (千円)	243,190	243,097	244,427	263,102
総資産額 (千円)	1,030,052	1,141,037	755,859	1,073,252
1株当たり純資産額 (円)	1,215.95	1,215.49	1,222.14	1,315.51
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり中間純損失(△) (円)	△6.19	△100.03	47.63	93.38
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	23.6	21.3	32.3	24.5
自己資本利益率 (%)	△0.5	△7.9	4.0	7.4
株価収益率 (倍)	-	-	-	23.9
配当性向 (%)	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△259,462	△154,514	123,132	△328,738
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△40,413	27,844	△38,261	△51,666
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	305,983	97,718	△2,600	295,369
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	262,702	142,608	256,595	171,560
従業員数 (名) 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	17 〔 2 〕	22 〔 2 〕	18 〔 2 〕	21 〔 2 〕

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第7期中間会計期間については、中間財務諸表を作成していないため、第7期中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 第7期及び第8期（中間）の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
第9期（中間）の株価収益率については、中間純損失のため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
8. 2024年1月18日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり中間純損失を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2025年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
22〔2〕	39.4	2.6	4,166

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 平均年間給与には、臨時雇用者の給与は含まれておりません。
 4. 当社は建設事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

（2）労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復を背景に、緩やかな景気回復が進みました。一方で、原材料・エネルギー価格の変動や物価上昇による家計や企業のコスト負担の増加に加え、世界的な金融政策の動向などの影響により、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

住宅市場においても、国土交通省発表の2024年1月から2024年12月までの新設住宅着工数（全国の持家）は218,132戸（前年比2.8%減）と3年連続の減少となりました。同様に当社の主要販売エリアとなる熊本県においても4,097戸（前年比2.2%減）となっており、減少傾向が続いております。

このような環境の中、当社の主力事業である戸建住宅事業においては、熊本初となる新たな規格住宅をラインアップに加えるなど、販路の拡大や販売力の強化に取り組みました。また、用地取得や建売販売についても継続して進めてまいりました。しかしながら、資材価格や賃金の上昇に伴う建築コストの増加や、政策金利引き上げによる住宅ローン金利の上昇懸念が影響し、消費者の購買意欲が慎重になる傾向が見られ、購入検討期間の長期化が進みました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は633,240千円（前年同期比7.6%減）、営業損失は21,280千円（前年同期は営業利益5,071千円）、経常損失は25,385千円（前年同期は経常利益199千円）、中間純損失は20,005千円（前年同期は中間純損失1,237千円）となりました。

当社は、建設事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の概況の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、142,608千円（前事業年度末は171,560千円）であり、前事業年度末と比較し28,951千円の減少となりました。

各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は154,514千円（前年同期は259,462千円の使用）となりました。これは主に、棚卸資産の増加額155,097千円、仕入債務の減少額55,089千円の支出があった一方、契約負債の増加額41,401千円、売上債権の減少額33,042千円の収入があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、獲得した資金は27,844千円（前年同期は40,413千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の売却による収入46,181千円、定期預金の預入れによる支出11,500千円、有形固定資産の取得による支出2,989千円、無形固定資産の取得による支出1,418千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は97,718千円（前年同期は305,983千円の獲得）となりました。これは主に、短期借入金の純増額109,000千円、長期借入れによる収入60,900千円、長期借入金の返済による支出59,436千円、社債の償還による支出10,000千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が営む事業では生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

(2) 受注実績

当中間会計期間における受注実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社の事業セグメントは建設事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略し、事業区分別に記載しております。

区分の名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
戸建住宅事業	487,436	113.7	598,681	123.0
建築事業	268,980	127.5	335,147	159.4
その他	74,590	148.0	40,363	137.2
合計	831,007	120.4	974,192	134.1

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

区分の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
戸建住宅事業	367,097	80.5
建築事業	181,621	144.7
その他	84,521	81.5
合計	633,240	92.4

(注) 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当 J-Adviser との契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。

また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約上の義務＞

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）上記（a）各号における再建計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c ままでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c ままでに掲げる場合には当該 a から c ままでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるとき等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散

について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限り。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b）特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもちと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
 - 甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
 - 甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
 - 甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
 - 甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
 - 甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
 - 甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
 - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 - d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
 - e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
 - f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- ⑯ 全部取得
 - 甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- ⑰ 反社会的勢力の関与
 - 甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑱ その他
 - 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は 943,818 千円（前事業年度末は 829,764 千円）となり、114,053 千円増加しました。これは主に、仕掛販売用不動産が 215,123 千円増加した一方で、販売用不動産が 62,573 千円、完成工事未収入金が 33,042 千円減少したことによるものです。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は 197,219 千円（前事業年度末は 243,488 千円）となり、46,269 千円減少しました。これは主に、建物が 20,763 千円、土地が 18,407 千円、構築物が 15,897 千円減少したことによるものです。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は 741,723 千円（前事業年度末は 641,663 千円）となり、100,059 千円増加しました。これは主に、短期借入金が 109,000 千円、契約負債が 41,601 千円増加した一方で、工事未払金が 55,089 千円減少したことによるものです。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は 156,216 千円（前事業年度末は 168,485 千円）となり、12,269 千円減少しました。これは主に、社債が 10,000 千円、長期借入金が 1,542 千円減少したことによるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は 243,097 千円（前事業年度末は 263,102 千円）となり、20,005 千円減少しました。これは、中間純損失 20,005 千円の計上により利益剰余金が減少したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】(1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年1月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年4月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	600,000	200,000	200,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	800,000	600,000	200,000	200,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年8月1日～ 2025年1月31日	-	200,000	-	20,000	-	-

(6) 【大株主の状況】

2025年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
合同会社田中企画	熊本県熊本市南区上ノ郷2丁目3番36号	79,900	39.95
肥銀ブリッジ投資事業有限責任組合	熊本県熊本市中央区下通1丁目9番9号	60,000	30.00
田邊 勝宣	熊本県熊本市中央区	60,000	30.00
株式会社ランベックスジャパン	熊本県熊本市東区平山町2985-1	100	0.05
計	-	200,000	100.00

(7)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 200,000	2,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	200,000	-	-
総株主の議決権	-	2,000	-

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年8月	2024年9月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月
最高(円)	-	-	-	-	-	-
最低(円)	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 2024年8月から2025年1月においては売買実績がありません。

3【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、本発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963 年大蔵省令第 59 号)第 2 条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(1949 年建設省令第 14 号)により作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

(2) 中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の『「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項』で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当中間会計期間(2024 年 8 月 1 日から 2025 年 1 月 31 日まで)の中間財務諸表について、新月有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】
(1) 【中間財務諸表】
① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 7 月 31 日)	当中間会計期間 (2025年 1 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	186,160	168,408
完成工事未収入金	90,927	57,885
契約資産	92,329	90,438
販売用不動産	188,847	126,274
仕掛販売用不動産	251,224	466,347
貯蔵品	890	277
未成工事支出金	6,583	9,743
前渡金	4,510	7,000
前払費用	5,242	9,122
その他	3,049	8,320
流動資産合計	829,764	943,818
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	122,858	102,095
構築物(純額)	23,118	7,220
機械及び装置(純額)	610	574
車両運搬具(純額)	17,006	17,473
工具、器具及び備品(純額)	3,470	2,178
土地	49,318	30,910
有形固定資産合計	216,382	160,453
無形固定資産		
ソフトウェア	3,460	4,246
リース資産	1,897	1,581
無形固定資産合計	5,357	5,827
投資その他の資産		
出資金	60	60
長期前払費用	1,463	342
繰延税金資産	3,669	11,252
その他	16,553	19,283
投資その他の資産合計	21,747	30,938
固定資産合計	243,488	197,219
資産合計	1,073,252	1,141,037

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 7 月 31 日)	当中間会計期間 (2025年 1 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	149,857	94,767
短期借入金	344,500	453,500
1 年内返済予定の長期借入金	44,848	47,854
1 年内償還予定の社債	20,000	20,000
契約負債	37,081	78,683
未払金	11,448	27,960
未払費用	9,313	8,354
未払法人税等	10,459	104
未払消費税等	1,285	2,712
賞与引当金	1,731	1,751
預り金	10,443	5,338
リース債務	695	695
流動負債合計	641,663	741,723
固定負債		
長期借入金	113,371	111,829
社債	45,000	35,000
リース債務	1,449	1,101
資産除去債務	8,265	8,286
その他	399	-
固定負債合計	168,485	156,216
負債合計	810,149	897,940
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
利益剰余金	243,102	223,097
株主資本合計	263,102	243,097
純資産合計	263,102	243,097
負債純資産合計	1,073,252	1,141,037

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 1 月31 日)	当中間会計期間 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 1 月31 日)
売上高		
完成工事高	581,613	548,719
兼業事業売上高	103,659	84,521
売上高合計	685,272	633,240
売上原価		
完成工事原価	449,490	447,217
兼業事業売上原価	88,333	64,515
売上原価合計	537,824	511,732
売上総利益	147,448	121,507
販売費及び一般管理費	※ 142,377	※ 142,788
営業利益又は営業損失(△)	5,071	△21,280
営業外収益		
受取利息	1	13
解約金収入	180	45
助成金収入	-	300
補助金収入	-	770
保険金収入	-	711
その他	123	119
営業外収益合計	304	1,960
営業外費用		
支払利息	4,115	5,553
支払保証料	486	511
社債発行費	573	-
営業外費用合計	5,175	6,065
経常利益又は経常損失(△)	199	△25,385
特別損失		
固定資産売却損	-	2,096
固定資産除却損	0	-
特別損失合計	0	2,096
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	199	△27,481
法人税、住民税及び事業税	4,019	106
法人税等調整額	△2,582	△7,582
法人税等合計	1,436	△7,475
中間純損失(△)	△1,237	△20,005

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 1 月31日)	当中間会計期間 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 1 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	199	△27,481
減価償却費	12,978	13,590
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,350	20
受取利息	△1	△13
支払利息	3,904	5,313
社債利息	211	240
社債発行費	573	-
固定資産売却損	-	2,096
売上債権の増減額(△は増加)	△12,796	33,042
契約資産の増減額(△は増加)	23,977	1,890
棚卸資産の増減額(△は増加)	△258,108	△155,097
仕入債務の増減額(△は減少)	△53,724	△55,089
未払金の増減額(△は減少)	36,347	19,004
契約負債の増減額(△は減少)	13,106	41,401
未払消費税等の増減額(△は減少)	△9,195	1,427
その他	△18,501	△19,162
小計	△259,678	△138,817
利息及び配当金の受取額	1	13
利息の支払額	△5,189	△5,249
法人税等の支払額	△104	△10,461
法人税等の還付及び還付加算金の受取額	5,508	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	△259,462	△154,514
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出	△1,500	△11,500
有形固定資産の取得による支出	△37,287	△2,989
有形固定資産の売却による収入	-	46,181
無形固定資産の取得による支出	-	△1,418
差入保証金の差入による支出	-	△1,000
保険の積立による支出	△1,365	△1,408
その他	△260	△22
投資活動によるキャッシュ・フロー	△40,413	27,844
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	113,870	109,000
長期借入れによる収入	199,200	60,900
長期借入金の返済による支出	△48,768	△59,436
割賦債務の返済による支出	△2,397	△2,397
リース債務の返済による支出	△347	△347
社債の償還による支出	△5,000	△10,000
社債の発行による収入	49,426	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	305,983	97,718
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	6,107	△28,951
現金及び現金同等物の期首残高	256,595	171,560
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 262,702	※ 142,608

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)	当中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)
役員報酬	22,330 千円	22,950 千円
給料及び手当	26,915 千円	26,683 千円
法定福利費	7,122 千円	7,918 千円
通信交通費	5,190 千円	6,691 千円
販売広告費	16,125 千円	12,902 千円
地代家賃	3,482 千円	3,535 千円
減価償却費	12,356 千円	12,967 千円
顧問料	16,867 千円	15,105 千円
賞与引当金繰入額	935 千円	1,180 千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)	当中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)
現金及び預金	276,102 千円	168,408 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△13,400 千円	△25,800 千円
現金及び現金同等物	262,702 千円	142,608 千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、建設事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、建設事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)	当中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)
	建設事業	建設事業
一時点で移転される財及びサービス	114,547	105,733
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	568,245	524,294
顧客との契約から生じる収益	682,792	630,027
その他の収益(注)	2,480	3,212
外部顧客への売上高	685,272	633,240

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃料収入等であります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)	当中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)
1株当たり中間純損失(△)	△6.19	△100.03
(算定上の基礎)		
中間純損失(△)(千円)	△1,237	△20,005
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純損失(△)(千円)	△1,237	△20,005
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000	200,000

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 2024年1月18日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年 4月28日

株式会社ネオホーム
取締役会 御中

新月有限責任監査法人
大阪府大阪市
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐野 明彦

公認会計士

本川 雅啓

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネオホームの2024年8月1日から2025年7月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネオホームの2025年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上